

整骨院経営における一般的な必要経費の一覧表

項目	具 体 例
経 費	仕入（材料代） 包帯、湿布薬、サポーター、消耗品、レセ用紙など
	給料賃金 給料、賃金、アルバイト代、退職金、 食事や被服などの現物給与
	支払利子 借入金の利子など
	地代家賃 施術所、駐車場などの地代、建物の借料など。 *敷地や土地の権利金は必要経費になりません。建物の権利金は繰延資産になり償却費が必要経費になります。
	貸倒金 売掛金の貸倒損失
	減価償却費 建物、店舗工事費、医療機器、自動車、医療器具備品などの償却費
	固定資産などの損失 事業用固定資産や繰延資産の施設を取り壊したり、災害により滅失したなどの場合の損失
	リース代 医療機器、自動車、コピー機など
	租税公課 事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金 ※所得税、住民税、国民健康保険税、国民年金、国税の延滞税・加算税、 地方税の延滞金・加算金、罰金、料金、過料、交通反則金は必要経費なりません。
その他の経費	損害保険料 柔整（鍼灸マ）賠償責任保険料、火災保険料、自動車の損害保険料など
	水道光熱費 水道料、電気料、ガス、プロパンガス、灯油の購入費など
	旅費交通費 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代など
	通信費 電話料、切手代、レセプト送付の宅配便料など
	接待交際費 待合室などで接待する茶菓子の購入費や取引先などに対する中元、歳暮の費用など
	広告宣伝費 ①新聞、雑誌、ホームページなどの広告費用、チラシ、折込広告、看板などの費用 ②広告用の名入ティッシュ、カレンダー、ボールペンなどの費用など
	福利厚生費 ①従業員の慰安、医療、衛生、保険などのために事業主が支出した費用 ②事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
	諸会費 協同組合、同業組合、商店会、柔道整復師会などの会費など（全柔協の定率会費・定額会費）
	①帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費 ②耐用年数1年未満か 単価10万円未満 の什器備品、医療機器の購入費 (※1 青色申告者は令和8年3月31日までは30万円未満)
	施術所、自動車、医療機器などの修理代 経営上の費用で上記の経費に当てはまらない経費

※1 所得が赤字でない限り 30万円未満の資産取得については必要経費として処理する方が有利。